

令和7年1月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	1月1日	すみだ障害者就労支援総合センター事業等実施業務委託	特定非営利活動法人自立支援センターむく	26,331,823	本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としており、本事業の利用者は、就労訓練や就労に関する相談を複数年にわたり継続して受けることが多い。そのため、利用者に対する適切な助言・指導を行うためには、可能な限り当該利用者の障害特性、生活状況、諸事情等を把握している同一の事業者が継続的に支援することが必要である。 指定事業者は本年度の受託者であり、この度特定相談支援事業を就労支援機能の一環に加えるに際し、従来事業と一体不可分の事業であることから、引き続き事業者の指定を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
2	1月6日	肉筆画の購入	GALERIE YUHEI SAKAMOTO	4,180,000	本件において購入する肉筆画は、指定事業者（販売者）から売立があった場合のみ購入できるため指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
3	1月6日	肉筆画の購入	有限会社角匠アートギャラリー	12,500,000	本件において購入する肉筆画は、指定事業者（販売者）からの売立があった場合のみ購入できるため、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
4	1月7日	指定道路調査等整備事業に係る修正等業務委託	東日本総合計画株式会社 首都圏支店	902,000	指定事業者は、平成23年度から本業務を受託している。過年度において作成した指定道路図等に、その後の現地調査結果及び新たな指定等に基づくデータの追加・修正・調整等を行い、かつ、整合性を保ちつつ更新・調整を行うことができるのは、これまでの各データの内容を熟知している指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建築指導課
5	1月7日	版画の購入	三田アート画廊株式会社	1,800,000	本件において購入する版画は、指定事業者（販売者）から売立があった場合のみ購入できるため指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
6	1月7日	版本の購入	有限会社大屋書房	2,838,000	本件において購入する版本は、指定事業者（販売者）からの売立があった場合のみ購入できるため、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
7	1月8日	ターボ冷凍機漏水補修委託	荏原冷熱システム株式会社	990,000	本機器は特殊製品であり、交換する部品は、製造元である指定事業者以外は手配が困難である。また、機器の点検調整は機器の構造や動作を熟知している必要があり、本業務を履行できるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
8	1月8日	千葉大学墨田サテライトキャンパスに係るブラインド制作・設置等業務委託	立川装備株式会社 東京支店	1,595,000	本業務については、建物全体を実証実験空間として捉え「生活のすべてをシュミレートする」というコンセプトのもと運営される千葉大学墨田サテライトキャンパス内において実施され、その内装の仕様については施設内の統一を図る必要がある。 指定事業者は、国立大学法人千葉大学が同施設内で現在実施中であるリビング・ラボ改修工事のブラインド設置契約を受注しているとともに、令和3年に同施設の他フロアで設置したことから、当該事業者にて委託することが効率的かつ合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	行政経営担当
9	1月15日	版画の購入	株式会社原書房	8,024,266	本件において購入する版画は、指定事業者（販売者）から売立があった場合のみ購入できるため指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
10	1月16日	社会福祉会館エレベーター保守点検委託	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 日本橋支店	77,000	指定事業者は、本件の保守対象であるエレベーターの設置業者であり、点検に使用する機材・消耗品等は、他社製品と互換性がなく製造元のグループ会社である指定事業者以外は調達できない。 また、指定事業者は、本委託内容であるエレベーターの24時間常時監視（遠隔保守監視）を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
11	1月20日	介護保険料等における基準額の調整にかかるシステム改修委託	株式会社ジーシー 東京支社	792,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
12	1月20日	墨田区価格高騰重点支援給付金事業（令和6年度住民税非課税世帯等への給付金）に係るシステム改修業務委託	株式会社ジーシー 東京支社	5,280,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	厚生課
13	1月28日	全庁ネットワーク基盤の再構築業務委託（令和6年度下期）	NECフィールディング株式会社東日本インテグレーション統括部東京第一営業部	9,999,660	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和6年3月18日付け5墨企1第1533号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
14	1月29日	墨田区価格高騰重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯等）給付事業の実施に関する業務委託	TOPPANエッジ株式会社 営業戦略本部	¥60,500,000	価格高騰重点支援給付金は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）により実施が決定された事業であり、住民税非課税世帯等への給付金の支給を緊急に行うことを目的とするため、確実に業務を履行することができる事業者を早期に選定する必要がある。競争入札を行う時間的余裕がない。 指定事業者は、「墨田区価格高騰重点支援給付金（新たな非課税世帯等給付及び調整給付）給付事業の実施に関する業務委託」等、申請書の受付・審査業務を複数受託しているため、本区の状況に精通し、かつ、ノウハウを有していることから本業務を迅速かつ確実に履行することができる。したがって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	厚生課